

令和7年度 生活習慣病予防健診について

令和7年2月



全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

目 次

1.	令和7年度生活習慣病予防健診事務処理要領等の主な変更点	2
2.	事務処理等に関する留意事項	8
3.	事務処理誤りについて	16
4.	連絡事項	19
5.	特定健診と特定保健指導の一体的実施の推進に向けて	23
6.	問い合わせ先	26

1. 令和7年度生活習慣病予防健診事務処理要領等の主な変更点

1. 令和7年度生活習慣病予防健診事務処理要領等の主な変更点

①検査以外の業務にかかる再委託承認

生活習慣病予防健診の事務処理要領においては、一部の検査業務の再委託について、支部の承認を得た場合に限り実施可能としておりますが、データ作成業務や通知等発送業務等の再委託については、取り扱いを明記していませんでした。

令和7年度より、データ作成業務や通知等発送業務等、個人情報を取り扱う可能性のある業務の外部委託についても、検査業務同様に再委託申請・承認の対象といたします。

○ 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査業務委託事務処理要領 本文 抜粋

新
3. 健診の方法 (中略) (2) 検体検査、胃内視鏡検査、乳がん検診、子宮頸がん検診、眼底検査の各検査等の全部又は一部は、再委託による実施について申請を行い協会支部の承認を得た場合は、再委託により実施することができる。 また、検査以外の健診に関連する業務についても再委託により実施することができるが、そのうち、個人情報を取り扱う業務については、再委託による実施について申請を行い協会支部の承認を得た場合は、再委託により実施することができる。

これらの業務についても一部の検査業務の再委託と同様の取り扱いを行い、受診者の個人情報の適切な取り扱いを担保することを目的とします。

参考

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査業務委託事務処理要領2ページ 3. 健診の方法(2)をご覧ください。

1. 令和7年度生活習慣病予防健診事務処理要領等の主な変更点

②マイナンバーと健康保険証の一体化

生活習慣病予防健診の事務処理要領において、情報提供サービスを利用して資格確認を実施することとしていますが、令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了したことに伴い、情報提供サービスにおいても被保険者のカナ氏名等による検索機能を追加したことを踏まえた修正をいたしました。

従来の健康保険証をお持ちでない加入者の資格確認方法は以下の通りです。

【資格確認方法】

- ① オンライン資格確認(情報提供サービス)を用いた方法
- ② マイナポータルの資格情報画面を対象者に提示していただく方法
- ③ マイナ保険証と資格情報のお知らせを対象者に提示していただく方法
- ④ 資格確認書を対象者に提示していただく方法

(2) 健診の予約受付

①生活習慣病予防健診

健診実施機関は、事業主等より健診の予約を受け付ける際に、健診受診予定者の氏名の他に、受診資格確認に必要な以下の情報を口頭若しくは書面等で確認すること。

ア 保険者番号

イ 記号番号

ウ 生年月日

エ 健診受診希望日

オ 健診の種類

なお、上記ア又はイの確認ができない場合、健診機関において、氏名・生年月日・性別・事業所名・郵便番号の全てにより記号・番号を検索するため、以下の情報についても口頭若しくは書面等で確認すること。

カ 性別

キ 被保険者の居住地の郵便番号

ク 被保険者の勤務する事業所名

また、受付後に確認が漏れている項目が判明した際には、速やかに事業主等を確認すること。

参考

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査業務委託事務処理要領3ページ 5. 健診の予約(2)をご覧ください。

1. 令和7年度生活習慣病予防健診事務処理要領等の主な変更点

③ e G F R の表記変更

e G F R の検査値については、本来クレアチニンの検査値と併せて健診機関より報告いただく必要がありますが、報告漏れが発生しておりました。

e G F R の検査値も報告が必要であることを明示するため、生活習慣病予防健診の事務処理要領の別紙1「健診の基準」の中の【クレアチニン(e G F R)】という表記を【クレアチニン(e G F Rによる腎機能の評価を含む)】に変更いたします。

○ 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査業務委託事務処理要領 別紙1「健診の基準」 抜粋

新			旧		
健診の基準			健診の基準		
1 一般健診			1 一般健診		
ア 診察等	問診	喫煙歴、服薬歴等（詳細は「標準的な質問票」参照）	ア 診察等	問診	喫煙歴、服薬歴等（詳細は「標準的な質問票」参照）
	計測	身長、体重（標準体重、BMI）、腹囲		計測	身長、体重（標準体重、BMI）、腹囲
	視力検査	左・右（ランドルト氏環又は文字視標若しくは卓上型視力検査装置を使用した遠見視力検査）		視力検査	左・右（ランドルト氏環又は文字視標若しくは卓上型視力検査装置を使用した遠見視力検査）
	聴力検査	左・右（オーディオメーターを使用した 1,000Hz 及び 4,000Hz の純音による検査）		聴力検査	左・右（オーディオメーターを使用した 1,000Hz 及び 4,000Hz の純音による検査）
	理学的検査	胸部聴診		理学的検査	胸部聴診
		腹部触診（医師の判断により実施）			腹部触診（医師の判断により実施）
		直腸検査（医師の判断により実施）			直腸検査（医師の判断により実施）
イ 血圧測定	坐位		イ 血圧測定	坐位	
ウ 尿検査	糖半定量、蛋白半定量、潜血		ウ 尿検査	糖半定量、蛋白半定量、潜血	
エ 糞便検査	免疫便潜血反応検査（2日法）		エ 糞便検査	免疫便潜血反応検査（2日法）	
オ 血液学的検査	末梢血液一般検査（ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数、白血球数）		オ 血液学的検査	末梢血液一般検査（ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数、白血球数）	
カ 生化学的検査	空腹時血糖（注1）、総コレステロール、AST（GOT）、ALT（GPT）、アルカリフォスファターゼ、γ-GT（γ-GTP）、空腹時中性脂肪（注2）、尿酸、クレアチニン（eGFRによる腎機能の評価を含む）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（注3）		カ 生化学的検査	空腹時血糖（注1）、総コレステロール、AST（GOT）、ALT（GPT）、アルカリフォスファターゼ、γ-GT（γ-GTP）、空腹時中性脂肪（注2）、尿酸、クレアチニン（eGFR）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（注3）	

参考

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査業務委託事務処理要領 別紙1「健診の基準」をご覧ください。

1. 令和7年度生活習慣病予防健診事務処理要領等の主な変更点

④眼底検査の実施基準

生活習慣病予防健診の一般健診で実施する眼底検査については、医師の判断により実施される詳細な健診項目であることから、「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づき、**以下の判定基準に該当する者のうち**、医師の判断がある場合にのみ実施することとしています。

健診機関におかれましては、判定基準に基づいて、眼底検査が必要な受診者には適切に実施いただきますようお願いいたします。なお、付加健診で行う眼底検査においては、判定基準に関わらず実施をお願いいたします。

新	旧															
(注5) 眼底検査については、特定健康診査における医師の判断により実施される詳細な健診項目であることから、「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づき、以下の判定基準に該当する者のうち、医師の判断がある場合にのみ、一般健診と同時に実施することができる。なお、検査費用の請求は一般健診の費用請求とは別に眼底検査を単独で行ったものとして請求すること。また、検査は、手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影（フィルム2枚（現像含む））により実施すること。 「標準的な健診・保健指導プログラム」別紙2「詳細な健診」項目について（抜粋） 以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する（基準に該当した者全てに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある）。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を保険者へ示すとともに、受診者に説明すること。（以下中略） (2) 眼底検査 ○ 当該年度の健診結果等において、①血圧が以下のa、bのうちのいずれかの基準又は②血糖の値がa、b、cのうちのいずれかの基準に該当した者* <table><tr><td>①血圧</td><td>a 収縮期血圧</td><td>140mmHg 以上</td></tr><tr><td></td><td>b 拡張期血圧</td><td>90mmHg 以上</td></tr><tr><td>②血糖</td><td>a 空腹時血糖</td><td>126mg/dl 以上</td></tr><tr><td></td><td>b HbA1c (NGSP)</td><td>6.5% 以上</td></tr><tr><td></td><td>c 随時血糖</td><td>126mg/dl 以上</td></tr></table> * 眼底検査は、当該年度の特定健康診査の結果等のうち、(2) ①のうち a、b のいずれの血圧の基準にも該当せず、かつ当該年度の血糖検査の結果を確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の結果が(2) ②のうち a、b、c のいずれかの基準に該当した者も含む。	①血圧	a 収縮期血圧	140mmHg 以上		b 拡張期血圧	90mmHg 以上	②血糖	a 空腹時血糖	126mg/dl 以上		b HbA1c (NGSP)	6.5% 以上		c 随時血糖	126mg/dl 以上	(注5) 眼底検査については、特定健康診査における医師の判断により実施される詳細な健診項目であることから、「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいて医師の判断がある場合、一般健診と同時に実施することができる。なお、検査費用の請求は一般健診の費用請求とは別に眼底検査を単独で行ったものとして請求すること。また、検査は、手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影（フィルム2枚（現像含む））により実施すること。
①血圧	a 収縮期血圧	140mmHg 以上														
	b 拡張期血圧	90mmHg 以上														
②血糖	a 空腹時血糖	126mg/dl 以上														
	b HbA1c (NGSP)	6.5% 以上														
	c 随時血糖	126mg/dl 以上														

参考

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査業務委託事務処理要領 別紙1「健診の基準」をご覧ください。

1. 令和7年度生活習慣病予防健診事務処理要領等の主な変更点

⑤肝炎ウイルス検査申込書の取り扱い

肝炎ウイルス検査につきましては、受診後に肝炎ウイルス検査申込書を郵送いただいておりますが、令和7年度から取り扱いを変更し、**肝炎ウイルス検査申込書のご提出は不要となります。**
令和7年4月受診分からは、健診機関にて申込書を「受付日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間」保存をお願いします。なお、令和7年3月受診分までは郵送でのご提出が必要となります。

②肝炎ウイルス検査

- ＜1＞健診実施機関は、前述の2.（2）エで定める要件を明らかに満たさないと判断される場合を除き、郵送又は受診当日に窓口等で案内する等、適切な方法により実施する。
- ＜2＞肝炎ウイルス検査の案内兼申込書（別紙6。以下同じ。）は、検査希望者のプライバシーに配慮し、検査希望者から直接健診実施機関が受け付けるものとする。**なお、申込書は、受付日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間は保存すること。**
- ＜3＞健診実施機関は、肝炎ウイルス検査希望者から提出された肝炎ウイルス検査の案内兼申込書の記載事項等（記号・番号、氏名、生年月日、住所等）について確認を行い、記載事項等について不備がある場合は、本人に確認するものとする。

参考 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査業務委託事務処理要領 5. 健診の予約 ②肝炎ウイルス検査をご覧ください。

2. 事務処理等に関する留意事項

2. 事務処理等に関する留意事項

①健診実施施設の移転について

健診機関所在地や健診実施場所の移転が予定される場合には、すみやかに支部までご連絡ください。
新たな場所で健診を実施する前に、健診実施の選定基準を満たしていることを確認するため、実地調査を行います。

1) 移転を予定している旨を支部へご連絡

詳細をお伺いし、実地調査の必要がある場合は、実地調査の日程を調整します。
住所変更を伴わない、同じ建物内のフロアの移動や増設の場合でもご連絡ください。

2) 実地調査にかかる書類をご提出

実地調査日の約1か月前には支部より書類一式を送付します。
提出期限までに支部へご提出ください。

3) 実地調査

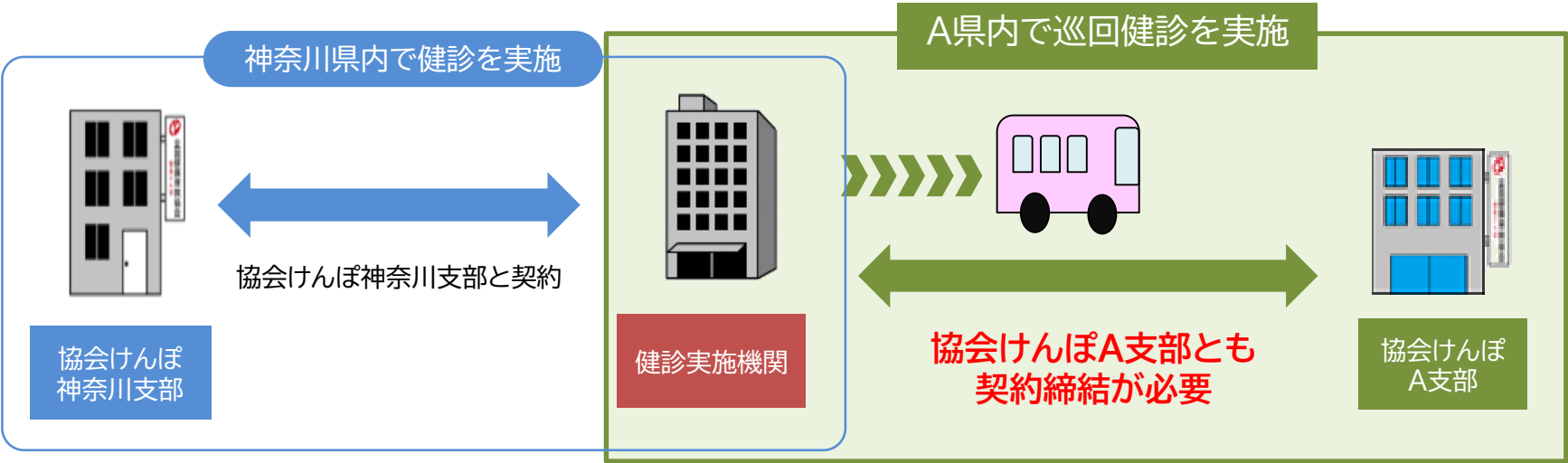
ご提出いただいた書類内容に基づき、健診実施の選定基準を満たしていることを現地にて確認いたします。
当日必要書類等ご準備をお願いします。

2. 事務処理等に関する留意事項

②検診車による巡回健診について

検診車を使用し、健診実施機関所在地と異なる都道府県において健診を実施する場合、**その地域を管轄する協会支部とも**契約を締結する必要があります。

既に健診実施機関所在地と異なる都道府県において健診を実施している場合、あるいはこれから実施予定の場合は、すみやかに健診を実施する地域を管轄する協会支部にご連絡ください。



参考 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査業務委託事務処理要領7ページ 10. 健診実施機関の選定及び契約等(3)をご覧ください。

生活習慣病予防健診は、疾病の早期発見を目的として総合的に結果判定をするものであり、全ての検査項目を実施する必要があります。一部の検査を、「仕事の都合」や「嫌だからやりたくない」といった受診者や事業所の都合により実施しない場合は、全ての検査が補助の対象外となります。

特にがん検診のひとつである「**胃部レントゲン検査**」については、検査の必要性も含め、健診機関において丁寧なご案内を行っていただくようお願いいたします。

※毎年、3月に事業所様あてに送付するパンフレットに記載しています。

胃部レントゲン検査は
必ず受けましょう

生活習慣病予防健診（一般健診）の「胸部レントゲン検査」は必須項目です。
自己都合により受診しない場合は補助の対象外となります。
以下に該当する方は健診機関（医師）にご相談ください。

- アレルギーの方 ●妊産婦の方 ●現在治療中の方
●受診前に他の健診で同じ検査をしている方 ●受診当日に体調不良の方

生活習慣病予防健診は、すべての健診がセットになっているため、一部の検査を自己都合により未実施とすることは原則認められません。

2. 事務処理等に関する留意事項

③ 胃部レントゲン検査の未実施について

神奈川支部と契約している健診機関においても、胃部レントゲン検査の未実施率が顕著に高い健診機関が見受けられます。

原則5年に一回実施する実地調査や次年度の契約更新時等に、胃部検査の実施率の調査を行い、顕著に未実施率が高い健診機関には、注意勧告を行い、実施体制を改善いただくよう改善報告書をご提出いただきます。

ご提出後も定期的に神奈川支部で胃部検査の実施率の調査を行っており、改善がされていない場合は**次年度の契約更新を見送る**場合もございます。

また、胃部レントゲン検査を未実施とする場合、受診者が未実施を申し出た理由及び健診機関において未実施とした判断理由を全て記録するようにしてください。神奈川支部よりルールに則った未実施であることを確認するため、記録票の提出を求める場合があります。

2. 事務処理等に関する留意事項

④受診者宛の健診結果通知票の扱いについて

健診結果につきましては、受診者のプライバシー保護に留意したうえで受診者に通知してください。事業主を経由して受診者へ通知する場合は、個人宛親展封筒に封入する等、**本人の同意なく事業主が個人の健診結果を確認することが無いように**配慮してください。

生活習慣病予防健診の予約をした事業主からの健診結果提供依頼に対応する場合には、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下の①～③いずれかの方法によりご対応いただき、適切な情報提供をお願いします。

- ① 問診票などに、事業主の依頼に基づき生活習慣病予防健診の検査項目の結果を事業主に提供する旨の同意欄を設け、その同意欄に基づき、生活習慣病予防健診の結果を事業主に提供する。
- ② 事業主に対して、生活習慣病予防健診の検査項目の結果を事業主に提供することについて受診者の同意を得る（書面で同意を取るなどの方法）よう依頼し、その同意に基づき、生活習慣病予防健診の結果を事業主に提供する。
- ③ 生活習慣病予防健診の検査項目のうち、労働安全衛生法に基づく法定健診の検査項目のみを抽出し、その結果を事業主に提供する。

参考 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査業務委託事務処理要領5ページ 8. 健診結果の通知等(1)をご覧ください。

2. 事務処理等に関する留意事項

⑤USBトークン等の管理について

協会から貸与しているUSBトークンは、日頃からログインやパスワード変更等の管理をお願いします。USBトークンを複数お持ちの健診機関は、常用していないものについても定期的にログインできるか確認をしてください。また、日々のUSBトークンの使用においては、「管理簿」をご作成のうえ、適切な管理をお願いいたします。

情報提供サービスへデータを移行する際にCDやUSBの媒体を使用している健診機関では、使用後の確実なデータの消去や適切な使用管理のため、**データ移行用の媒体についても「管理簿」の作成をお願いいたします。**

（善良なる管理者の注意等）

第21条 乙は、USBトークンを挿入する端末について、良好な環境を保持することなど、善良なる管理者の注意をもってUSBトークンを管理するものとします。

2. 乙は、情報提供サービスへのデータ移行時にCDやUSBの媒体を使用している場合は、データの移行手順やデータの消去時期等の管理について適切に行うこととします。また、データ移行用のCDやUSBならびに甲から貸与されたUSBトークンは、施錠できる場所に保管し、使用に際しては管理簿を作成するものとします。

※「管理簿」の様式は任意ですが下記の項目は必須とします。

- ① USBトークン管理番号 ② 保管場所
- ③ 使用場所 ④ 使用日 ⑤ 使用者
- ⑥ 定期確認 → 月1回程度、管理者が確認。
- ⑦ データ消去の確認（データ移行用媒体のみ）

参考

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査業務委託事務処理要領5ページ 8. 健診結果の通知等(1)と事務処理要領覚書21条をご覧ください。

2. 事務処理等に関する留意事項

⑥システム、マニュアル等の最新版について

現在、生活習慣病予防健診結果データ作成ツールの最新版は**Ver8.02版**です(令和7年1月13日(月)リリース)。Ver8.01版から一部不具合の修正と、デジタル署名の有効期限を更新しておりますので、**必ず最新版をお使いください**。zipのパスワードはkenshinから始まる前回までと同じものです。マスタ登録や健診単価も確実にご確認ください。

今後、実地調査を行う際に最新のバージョンをご使用いただいているかについても確認を実施しますので、確実な切り替えをお願いいたします。

ご利用いただいているシステム等の最新版は下記のとおりです。

システム、マニュアル等	最新版(設定)	備 考
インターネットブラウザ推奨環境	Microsoft Edge	
情報提供サービス操作マニュアル(健診機関向け) ※マイナ保険証対応Ver	第2.0版	情報提供サービスからダウンロードが可能
健診ソフト	Ver8.02版	協会けんぽホームページおよび情報提供サービスからダウンロードが可能
生活習慣病予防健診結果データ作成ツール 操作マニュアル		

3. 事務処理誤りについて

3. 事務処理誤りについて

① 事務処理誤りの概要について

健診機関において、検体の取り違いや「要精密検査」や「要治療」にも関わらず、「異常なし」と通知する等の健診結果の誤通知などが発生しています。これらは、一般的な事務処理誤りとは性質が異なり、加入者の健康・生命に直結する恐れがあります。

事案	事案例
加入者の健康・生命に関わる重大な誤りに繋がる恐れのある事案	検体取り違いによる誤通知 *従業員Aと従業員Bの血液検体を取り違えたことにより、本来通知すべき者と別の者に対し、再検査が必要と記載した健診結果通知を送付した。
	受診者本人に対する要精密検査・要治療にかかる誤通知 *健診を受診した結果、「要精密検査」であったにも関わらず、システム改修時の設定誤りにより、「所見なし」と記載した健診結果通知を送付した。
加入者の機微な個人情報流出事案	要配慮個人情報が記載された通知の誤送付 *A事業所の従業員の健診結果通知を、誤ってB事業所あてに送付した。

！発生原因については、健診機関におけるシステム設定の誤りのほか、「手順書に沿った事務が行えていない」「ダブルチェックが徹底されていない」等のヒューマンエラーによる誤りも多い状況です。

参考

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査業務委託事務処理要領8ページ 13. 事故対応をご覧ください。

3. 事務処理誤りについて

②第4期見直しに伴うシステム改修等の二次点検の結果について

事務処理誤り発生防止の取組の一環として、すべての健診機関を対象に、令和6年8月に第4期見直しに伴うシステム改修等の二次点検を実施し、多くの健診機関で事務処理誤りが判明しました。

事務処理誤りの事案のうち、加入者の健康・生命に関わる重大な誤りや要配慮個人情報漏洩等の重大事案については、**健診結果通知等の発送停止や健診予約受付停止**など、必要な対応が取られるまで業務を停止することとなります。

事務処理誤りが発生・判明した場合は、すみやかに支部へご報告ください。

③事務処理誤り再発防止策について

事務処理誤りについては、**再発防止**を図ることも重要になります。事務処理要領に沿って、定期的に協会報告データと健診機関保有データの突合を行うことや、事務処理誤りの防止を想定した作業マニュアルの策定と、マニュアルを順守した事務処理の徹底及び作業プロセスのシステム化の検討等の対応を行ってください。

なお、令和7年度には胸部X線検査における未治療者への受診勧奨も始まります。協会報告データに誤りがあると、治療が必要な方に勧奨が届かないことや、治療が不要な方に勧奨が届いてしまうことが想定されます。協会や健診機関の信用の失墜だけでなく、加入者の健康・生命にも影響を与える重大な誤りとなりますので、より一層、事務処理誤りを防止する体制を構築するようお願いいたします。

4. 連絡事項

① 「生活習慣病予防健診のご案内」の送付について

令和7年度「生活習慣病予防健診のご案内」を送付します。

送付日： **令和7年3月21日**※1 郵便局持ち込み予定

② 健診関係チラシの納品について

健診機関へ、令和7年3月中に下記の健診関係チラシを送付します。

種 類		用途
1	生活習慣病予防健診通知表の見方	健診受診者の 結果通知に1枚ずつ同封
2	保健指導に関する個人情報の共同利用について	
3	肝炎ウイルス検査案内兼申込書	加入者へのご案内兼申込書
4	令和7年度健康診断のご案内 ※2	健診機関参考用

※2 事業所へ送付するご案内と同じパンフレット等、計4種類。



令和7年3月中旬から令和7年度が実質的にスタートします。
ご準備をよろしくお願いいたします。

4. 連絡事項

③ 毎月の健診費用の請求期限

請求期限は**健診を実施した日の翌月の20日まで**※としていますが、期限が過ぎてから請求を行っている健診機関が見受けられます。請求が遅れた理由としては、「一部の健診結果データがそろわない」「事務処理の遅れ」等が挙げられています。

健診結果の通知については、事務処理要領にて「健診結果は、健診実施後概ね14日以内に通知すること」、また、健診費用の請求については、委託契約書にて「期日までの請求を行うこと」とされています。

請求が遅れることで、協会が受診者の健診結果データを確認できる日も遅れ、その後の保健指導や受診勧奨業務にも影響が出てしまい、**健康・生命に関わる可能性があります。**

健診結果の通知や請求に遅れが生じないように、検査体制や事務処理体制等の整備、スケジュールの見直し等を行ってください。**請求の遅延が常態化する場合、今後、契約更新を行わない場合もございます。**

※令和6年度中に実施した健診費用の請求期限

令和7年4月15日(火)【期限厳守】

20日ではありません。年度末の支払いにつき、期限にご注意ください。

令和7年

4月

15日
(火)

※期限日が休日の場合は前営業日

4. 連絡事項

- ・ 令和7年度健診予約者の資格確認について

情報提供サービスによる令和7年度分の健診予約者の資格確認は**令和7年2月10日(月)**から**可能**です。

- ・ 生活習慣病予防健診選定基準等に関する調査書の提出について

提出期限：**令和7年2月26日(水) 必着**

提出期限までにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

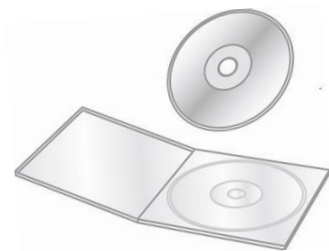
なお、ご提出は押印のうえ紙媒体にてご提出ください。

※既にご提出済みの場合はご容赦ください。

意向調査書のデータは別途送付しましたCD-R

「令和7年度 生活習慣病予防健診実施要領等」に収録されています。

ファイル名：生活習慣病予防健診選定基準等に関する調査書



生活習慣病予防健診選定基準等に関する調査書

令和 年 月 日 期

施設概要	健診機関名称			
	健診機関コード			
	所在地			
	所属・担当者氏名			
	電話番号			
1. 個人情報を取り扱う種番以外の業務の実施方法はどのようにしていますか。		イ 施設内で個人情報を取り扱う種番以外の業務を実施している。		
※再確認している場合は、再確認先との連絡(印)を添付してください。		再確認先名	再確認先機関名	所在地

5. 特定健診と特定保健指導の一体的実施の推進に向けて

5. 特定健診と特定保健指導の一体的実施の推進に向けて

健診受診者が健診結果に沿って、生活習慣の改善に向けた健康づくり行動をとれるよう導くことこそ、健診機関に期待される役割です。

特定保健指導実施

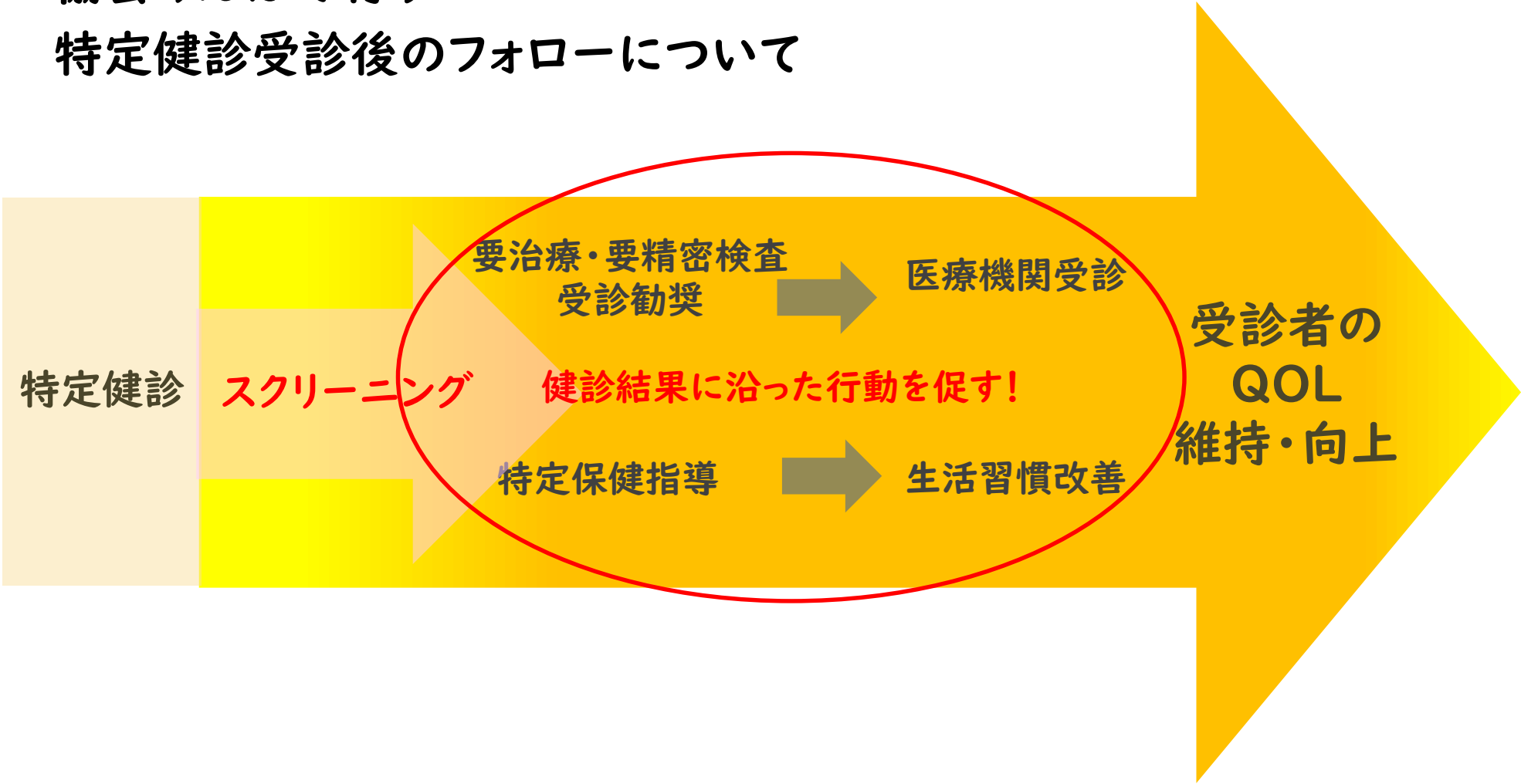
受診者の健康

健診機関の
イメージアップ

受診者の健康、QOLの維持と向上のため、特定保健指導の実施にご理解とご協力をお願いします。

5. 特定健診と特定保健指導の一体的実施の推進に向けて

協会けんぽで行う
特定健診受診後のフォローについて



6. 問い合わせ先

◆ 問い合わせ先 ◆

全国健康保険協会 神奈川支部
保健グループ 「健診チーム」

直通電話 045-270-9976

令和7年度も生活習慣病予防健診のさらなる推進に向け、実施機関の皆様のご協力をよろしくお願いします。